## 平成30年4月1日以降の届出基準について

【平成30年3月31日以前】

原則

診療所に病床を設けようとする場合には、知事の許可を要する。

例外

居宅等における医療提供の推進のために必要な診療所、へき地に設置される 診療所、小児医療を行う診療所及び周産期医療を行う診療所であって、医療計 画に記載(又は記載見込み)される診療所については、届出により一般病床を . 設置することが可能である。

【平成30年4月1日以降】

≪改正点≫

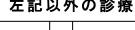
- 一般病床に加え、新たに療養病床も設置が可能となる。
- 医療計画への記載(又は記載見込み)が設置の要件から削除。
- 必ず医療審議会に諮問する。
- 届出により病床設置が可能となる診療所の基準が拡大。

#### 診療所へ病床を設置するための申出

#### 次のいずれかに該当する診療所(省令抜粋)

- ・地域包括ケアシステム構築のために必 要な診療所
- ・へき地に設置される診療所
- ・ 小児医療を行う診療所
- 周産期医療を行う診療所
- ・ 救急医療を行う診療所

# 左記以外の診療





### 医療審議会において内容審議

≪新適用基準≫「届出により一般病床又は療養病床を設置可能と なる診療所の基準について(平成30年3月22日の医療審議会で 現行基準の一部改正を審議し、新たに制定予定)」に基づく適合 審査

# 認められた場合

#### 届出のみで病床設置可能

(基準病床の枠に関係なく19床の範囲内で設置可能)

### 病床設置許可申請

病床設置許可申請

≪病床過剰地域の場合≫

病床設置不能 (勧告の対象)

≪病床非過剰地域の場合≫

設置許可の手続きを経たうえ で病床設置可能 (基準病床の枠内)